

平成17年12月

第四回定例会

第四回定例会は、十二月一日から十二月十九日まで、十九日間の会期で開かれました。

今定例会には町長から、三千百四十九万四千円を追加して総額四十九億一千九百七十六万一千円とする一般会計補正予算案や大山崎町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定案など十六議案が提出されました。

議案についてはそれぞれ関係委員会に付託して慎重に審査を行い、初日及び最終日の本会議において議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正案を除く議案について原案どおり可決しました。



公共の場所の機能の確保及び良好な環境の保全を図るため「大山崎町放置自動車等の発生の防止及び適正に関する条例」が制定された。

主な内容

18年3月定例会日程(予定).....	1 P
10 議員が質問を展開.....	2 P
こんなことが決まりました.....	8 P

24日	23日	22日	20日	17日	16日	15日	14日	13日	10日	9日	1日
閉会	中学校移転対策特別委員会	水資源対策特別委員会	広域道路及び環境対策特別委員会	文教厚生常任委員会	建築上下水道常任委員会	総務常任委員会	予算特別委員会	予算特別委員会	予算特別委員会	本会議(一般質問)	本会議(一般質問)
3月定例会の日程(予定)											

町の
花／鳥／木



町政を問う

一般

質問

12月定例会では10議員が一般質問に立ち、当面する町の課題について、考えをいただきました。

質問と答弁の内容を要約し、お知らせします。

一部要旨

阪本 広議員

Q 来年度の予算編成に当たって、危機的財政下における対応策について
A 厳しい選択を迫られることは必定、ゼロベースでの事業構築に努める

問

(1) 一般競争入札を実施し、随意契約を少なくする。(2) 職員の定数見直し、減数を行う。(3) 小さい町は切り捨てられ、いじめられる。それがための大同団結、合併を推進する。従って2市1町の合併か、1市1町の合併か、それとも京都市に編入、吸収される合併か、どのように思われるのか。(4) 福祉の切捨てはできるのか、どうか伺いたい。

答

(1) 一般競争入札につきましては、それぞれ長所、短所があり、そういった問題をいかに解決するか、国や府及び他市町の動向を見ながら、さらに検討を進めてまいりたい。随意契約については、発注案件の内容や規模を工夫することにより競争入札できるものは、それに付するよう務めているところである。

(2) 定員適正化計画を策定し、職員の減員に取り組んできました。本町財政の危機的状況を踏まえ、第2次定員適正化計画の見直しを行っているところである。(3)

現在のところ合併の枠組みは2市1町であると認識している。これまで以上に積極的な合併への取り組み方法を慎重に協議を重ねてまいりたい。(4) 来年度の多額な財源不足見込みと住民福

祉サービスの維持を考えた場合、

これまで以上に厳しい選択を迫られることは必定との思いで、予算編成に取り組んでまいりたい。

【国の医療制度改革について】

問

国は何事も税源移譲を言っているが、実際は切り捨て、打ち切りで負担増を求めるものである。町や住民の負担増について、どのように思われるのか。

答

低所得者層に十分配慮し、将来を見通した政策や制度を確立することが大前提であり、また、特に運営主体や公費負担に關しても安定した保険運営ができるよう、制度の設計・維持に責任を負う国において十分な負担措置を行うべきである。

【天王山神輿庫の雨漏りによる大修理について】

問

(1) 現在の大山崎町は、神輿庫の問題について熱心に考え

ていないように思うが、如何か。

(2) 酒解神社に關係なく、宗教法人とは考えず国の重要文化財、町の重要文化財として考えることが必要ではないか、町からの補助も必要と思うが如何か。

答

(1) 永年に亘り国や府の協力を得ながら、神輿庫の保存対策に取り組んできました。国庫補助金を受けての整備事業を行うにあたりましては、常に酒解神社側と密接に連絡を取り合い、現地調査を実施し、事業がスムーズに進むように京都府等とも日常的に協議を行っております。(2) 国指定文化財修理等につきましては、国、府、町からそれぞれの文化財所有者に補助金が交付されており、日常的に指導助言を行い文化財の保護に努力をいたしております。

【町道東西線跨線橋の両側通行の推進について】

立野 満代議員

Q 介護保険法の改悪と問題について
A 推移を見守りながら、低所得者層に過重とならぬよう配慮したい

問

10月からの介護保険法の改悪に伴って、(1)利用者や施設の実態調査を実施すべきではないか。(2)保険料・利用者の減免を本格的に検討すべきではないか。(3)施設入所者の低所得者に

対する減免制度が法成立から施行まで3ヶ月という強行スケジュールであり、十分に周知されているのか疑問、9月号の広報には出ているが、減免の対象となる人全員が実際に給付が受け

問

(1) 関係住民の理解を得るため、京都府の説得工作が必要ではないか。(府に要請)(2) 公安委員会、警察に申し出て、関係住民の南行き、北行き、ともに認める案として、関係者に特別通行許可証を発行し、通行させてはどうか、大きい台数ではないと思うが、茶屋前→金蔵間の台数調査方を。他の方法はあるのか、如何思われるのか伺いたい。

答

(1) 必要な地元協議は本町が進めていかなければならないと考えているが、道路管理者である京都府に対しても側面から協力いただけるようお願いしてまいりたい。

(2) 一方通行の区間内における南行き、北行き、ともに認めるような車両が逆行することは、通行の安全確保の観点から台数に關わらず許可はできない。町道東西線の両側通行については、大変厳しい状況にあります、引き続き地元協議を進めてまいりたい。

Q 介護保険法の改悪と問題について

られるように申請状況を把握しているのか、また、申請もれの人に対しての対応はどうしているのか。

答

(1) 今回の見直しは施設サービス利用にどのような影響を

及ぼすのか、今しばらく推移を見守りたいと考えている。(2)及び(3)今回の見直しに伴う、低所得者対策の充実として「施設利用者負担の軽減」「負担軽減措置の継続」「保険料負担の軽減」の3つの対策が講じられており、制度の周知については、実際にサービスを利用されている方で軽減対象と思われる方への個別通知のほか、施設を通じての周知、新規認定者に対する軽減制度の案内等を実施している。現在、本町の介護保険料は、低所得者層の方には、法定の引き下げ率よりも更に低く設定しておりますが、新年度からの保険料についても、低所得者層の負担が過重とならないよう配慮してまいりたい。

【来年からの新しい要介護認定における問題について】

問 (1)町としてどんな影響がおこるのか把握しているのか。

答 (2)町は要支援・要介護1の高齢者の生活実態を正確に判断し、一律にヘルパーサービス等の削減はするべきではないと思うが、どう考え対応していくのか。(3)

「要介護1」で今回の改悪で「要支援2」となる人は特別養護老人ホームなどの介護施設に入所することができなくなる。現在すでに入所している人も2008年度末までの3年間の経過措

置の後に、施設を出なければならなくなる。大山崎町として対象者が4人いると聞いている。町としてどう対応するのか。

答 (1)及び(2)軽度の要介護者の方々に対するサービスについて、一律に削減するという考えはなく、地域包括支援センターが中心となつて行う介護予防マネジメントで、より本人の自立度を高めるために必要なサービスをプランし、利用していただくことが重要と考えている。(3)それぞれの高齢者の状態や置かれている環境も様々なことから、個別のマネジメントが必要となるので具体的な対応策は今申し上げることはできない。

【第3期事業計画について】

問 第3期事業計画の策定委員会

は、今月から開催予定であり、原則公開と聞いている。住民が傍聴にこれるような公報を考えるべきではないか。

答 可能なものについては広報してまいりたい。

【浄化槽跡地について】

問 下植野団地の浄化槽跡地について、町長のお考えは。

答 跡地売却については議会に提案をさせていただいた経過から凍結はできないが、過去の協議経過を踏まえ、引き続き地元自治会と検討を進めてまいりたい。

山本芳弘議員

Q 水道事業にかかる町長改革案の実現に向けて
A 町水道事業健全化プロジェクト委員からの貴重な意見を十分検討

問 水道料金の改定時に町長

は、①企業に地下水汲み上げの抑制と協力金の拠出を求める。②府に対して府営水道受水費用の負担の軽減を求めるとともに工業用水分についても協議を行う。③2市1町の水道事業の広域化を関係機関と協議するとの改善方向を示されたが、未だ、明確な成果は示されていません。このため、この3点の改善方向について、専門的・客観的な考えを求めるために、法曹専門家、水道事業関係者、会計士などで構成される審議会を設置することが必要と思われるが、町長のお考えをお聞かせします。

答 現在プロジェクト・チームにおいて、水道事業健全化及び2市1町での広域化についての検討をいたしており、それぞれの委員から多くの貴重な意見が出ていますと報告を受けています。このような状況を踏まえ、2市1町と十分に連携して検討をし、対応を定めてまいりたい。

【総合的な幼児対策について】

問 内閣府が発表した「少子

化社会対策に関する子育て女性の意識調査」によると、子育て中の女性の69・9%が経済的

支援を望んでおり、このうち、67・7%が「保育所、幼稚園の費の軽減」を希望しております。本町においては、平成16年度の決算資料によると、経費的には、保育所一乳幼児当たり15万8千円(人件費含む)、幼稚園児一児童当たり9万5千円の町費執行と、経費差は大きく開いています。そこで、近い将来、保育所の民営化または指定管理者制度活用による保育所の管理を行わせたことにより、効率化された経費を幼稚園児教育振興費に投じる考えをお聞かせします。

答 今後につきましては、大山崎町児童福祉懇話会を設置し、専門家等の意見も聞きながら将来に向けての総合的な幼児対策について検討することとしている。幼児教育振興制度につきましては、2市1町が共同歩調で取り組んであります。保護者から毎年請願書を受けておりますので、2市1町と十分連携してその制度の充実が図れるよう検討してまいりたい。

【中学校移転補償に対する方針について】

問 町長は、かねてより第二

外環道路B区間建設に伴う中学校の移転については、全面移転

を道路事業者に求めておられます。そこで、現在でも、その方針を堅持しておられますか。同時に、現在行っている事務的協議について、協議の進展がない場合には、事務的協議の凍結を求めます。

答 現段階での大山崎町と道路事業者との協議では、現物補償により中学校の東側に再構築をするということで事務的段階協議を進めるよう指示しているところである。この方針に基づき、引き続き、事業者に対して町長の考えに沿った補償提示を求めてまいりたい。事務段階での協議については、適切な時期に詳細な報告をさせ、総合的に判断いたし、その後の指示をしてまいりたい。



京都第二外環状道路B区間建設に伴う、本線(自動車専用道路)及び側道建設予定地(大山崎中学校)

江下 伝明議員

Q 平成18年度予算編成について A 予算配分の重点化、効率化を推進

問 (1)18年度予算編成の基本方針を問う。(2)補助団体の見直しと整理について問う。(3)負担金の見直しを行う。

答 (1)本町の財政状況は赤字再建団体への転落も危ぶまれる状況にあるとの認識のもと、重点課題としては、予算配分の重点化、効率化と、全ての公の施設について、管理運営のあり方を見直すことである。歳出の質の向上と、固定的経費の圧縮であり、とりわけ職員数の削減を今後目指していく。(2)補助率や奨励的な補助金の場合には、補助目的が達成されているかどうか、さらには補助効果の有効性などを中心に検討を進めたい。(3)主に「一部事務組合」への負担金については、乙訓2市との協議を行う中で、できる限り負担額の抑制に努めたい、各種団体への負担金については、各団体との調整を図りながら、負担内容の必要性を見極めたい。

【観光について】

問 (1)JＲ駅前観光バス駐車場の確保(JＲ駐輪場横空地の有効利用)(2)観光客散策ルートへの奨励と土産(美術館→竹の道→山崎聖天→サントリーウイスキー山崎)(3)天王山頂上に展望

できる見晴台を設置

答 (1)空き地部分を自家用車の駐車場に活用できないか、関係機関と十分な検討を進めるよう計画している。(2)各種キャンペーン・イベントに際しての観光ルートとして検討するとともに、観光客に対して散策ルートの情報発信等に努めてまいりたい。(3)天王山頂上は民有地であり、また周囲には高木も生い茂っているため、眺望を確保するには相当高い構造物が必要であり、設置については、現在のところ困難であると考えている。

【中学校再構築関連について】

問 多目的広場半減についての対応として、地域開放として中学校グラウンドの夜間照明設置について。

答 現在活用している町内の各種社会体育施設のより一層の有効利用を図るとともに、将来的には大山崎中学校グラウンド内に、生涯学習・生涯スポーツ活動の拠点となるように、学校授業・クラブ活動とも十分に調整しながら検討してまいりたい。

【公園の管理について】

問 地元自治会に管理を移管することについて。

答 現在のところは、自主的

に公園の清掃等の管理をしていただいている自治会がいくつかあり、今後は町内会・自治会等にどういった形態で公園管理の業務が委託できるのか、又、どういった作業が委託できるのか調査・研究してまいりたい。

【長岡京市図書館利用について】

問 大山崎町民も本の貸し出

西林 哲人議員

Q 大山崎町行財政プランと大山崎町行財政改革実施計画について A 持続可能な行財政構造への転換を図ることを目標に策定

問 (1)使用料・手数料の見直しについて。(2)新税の導入検討について。(3)未利用地の見直しについて。(4)特別会計繰出金の抑制について。

答 (1)使用料・手数料の見直し項目では、保育料の実質的な改定率から80万円を財政効果額として算出している。(2)実施計画に記載している都市計画税は、今後、都市計画事業を実施する段階において検討しなければならぬ課題として捉えている。既存の個人住民税は税源移譲の中で見直しが実施されようとしている状況である。固定資産税については、現行では標準税率1・4%を適用しているが、

地方自治体の課税権が拡大されるという流れの中、本町において

しができる仕組みを望む。

答 以前から長岡京市教育委員会に、事務担当者レベルで受け入れを検討していただくよう依頼をしていますが、市立図書館では開館時間の延長等に加え、貸し出し予約システムの導入や新たなサービス等の新設により、相当事務作業量が増加することが予想されることから、利用については、対応できかねるとの回答がありました。しかし、今

後も引き続き要望してまいりたい。

【町道四明寺1号線名神高架歩道について】

問 高架下歩道の早期使用を望む。

答 地形的な制約もあり、検討に時間を要しているが、現在、その改良方法について内部で協議しており、まとも次第、関係機関との協議を行ってまいりたい。

【団塊の世代の大量退職 2007年問題について】

問 (1)団塊の世代が2007

年から定年を迎えることにより、予想される大山崎町の個人住民税に対する影響は。(2)大山崎町管理職が2007年度末より定年退職を迎えることが考えられるが、組織・機構や職員

にどのような影響があるか。

答 (1)住民基本台帳の年齢構成から推計すると、既に退職者数の増加が始まっているものと考えられ、団塊世代の退職による急激な町民税への影響は少ないと見込んでいる。(2)職員の昇任・昇格を実施するとともに、組織の活性化及び効率的な行政運営を促進させ、勤労意欲の向上と能力の有効活用を努めている。組織・機構については、新たな行政課題をいち早く把握し、時期を逸することのないよう機敏かつ柔軟に対応していくため、必要に応じて見直したい。

(3)退職者人数をそのまま新規採用するのではなく、15年間で調整した採用計画となっている。

【乙訓2市1町合併について】

問 (1)「乙訓地域のあり方を考えるシンポジウム」以後の乙訓市町会や京都南部地域行財政改革推進会議乙訓地域文科会での乙訓2市1町合併についての動きは。(2)大山崎町住民にとって、乙訓2市1町合併したほうが現在より住民サービスが向上するのでは。(3)町長自らがリーダーシップを発揮して、2市1町合併の法定合併協議会の設置を提案してはどうか。

答 (1)乙訓2市1町の首長間で、来年度以降の積極的な取り組み方法を早急に協議して行く。(2)乙訓2市1町は地理的・歴史的にも深い繋がりを有しており、合併により、デメリットをカバーしながら、多くのメリットが期待できるものと考えている。(3)市町村合併は地方自治の根幹に係る重要な問題であり、段階的に乙訓2市の首長と慎重に協議を重ねてまいりたい。

【新幹線測道の歩道設置について】

問 従来の歩道の端に、縁石ではなくポールコーンをされている歩道に使用することはなじまないと考えている。

答 道路交通法で規定されている歩道に使用することはなじまないと考えている。

北村 吉史議員

Q 財政状況のその後について
A 集中改革プランにも自主的に取り組み計画をさらに進めていく

問 (1)9月議会以降の理事者サイドの対応について。(2)自主財源の確保に関して、今後の本町を見据えた具体的な方策は。(3)具体的な財政規模の縮減はどうするのか。(4)本年度決算が現状のまま赤字に陥った場合、本町としては、どのように対応されるのか。(5)現状の財政規模からみて、交付税が今後慢性的に不交付の方向になると考えるか。(6)今後は特に技術職を中心にアウトソーシングが必要と思うが、如何か。(7)やる気のある職員に関して、年齢・男女の区別なく、責任ある地位に抜擢し、若いうちから将来の幹部を育てる必要があると考えるか。

答 (1)財政状況のさらなる悪化に対して、行財政改革プランの着実な実行と前倒しにより、その改善に努め、大山崎町行財政改革プランの財政健全化の計画をさらに進めていくことを意思決定した。(2)新たな目的税等の導入を含め、あらゆる財源の確保に努める。保有する未利用地の運用と売却を行う。適正な受益と負担の考え方に基づき、使用料・手数料を見直す。(3)行財政改革プランにおいて、歳入に見合った歳出構造への転換と

いう項目で、施策・行政水準の見直しを行うと定めているので、その方針に基づき、見直しを進める。(4)発行が許可されます減収補てん債の発行等による新たな歳入の確保と年度末に向けてのさらなる歳出削減に努めているところである。(5)歳入決算額における町税の占める割合の高い本町においては、普通交付税には期待がかけにくい。(6)町が直接すべきもの、外部に任せるべきものを見極める。(7)適切な評価に基づく能力本位の任用並びに能力・職責・業績が適切に反映される給与処遇など、新たな人事管理システムについて検討・研究していく。

【阪急新駅と中学校移転に関して】

問 (1)現状の構想と「大山崎

小梶 晃議員

Q 府営水道のこれまでの経過について
A 健全化に向けてプロジェクトで検討、現状について京都府に要望

町都市計画マスタープラン」の新駅の位置に関して大きな乖離がある。何故か。(2)用地に関して(にそと)、新駅と非常に近く今後の新駅のアクセスを含め交渉時期を遅らせる必要があると考えるが。(3)総合的には判断ができる方が担当の窓口には必要なのではないか。

問 (1)国勢調査を拒否した世帯は本町では何件程度か。(2)自治体として困られている現状は。(3)中途半端な拡大解釈をされている世帯が多いのでは。(4)本町より委嘱を受けている団体に対しては、一部例外規定を設けるべきではないか。

問 (1)幾つかの導入の前提要件が崩壊している事実を認めるのかどうか。(2)多大の負担を住民に負わせることになった責任は誰がとるべきなのか。(3)改めて幾つかの問題について、再確認しておきたい。(1)府営水道導入が大山崎町の水道事業の赤字の原因か。(2)資源の問題も含め

府営水道の契約変更をすれば町水道は運営できなくなるのか。(3)府との協定見直しを町が主体的に行うと、何か法的に問題があるのか。(4)乙訓市町長の府への要望書の内容は市町長が府営水道に関する問題点を認めていることになるのか。(5)府営水道供給料金に関する条例では町長

が毎年契約を更改することができることになっている。府条例の運用は毎年検討しているのか。

の地下水から上水道への転換が一部企業を除いて進んでいないこと、これらによる使用料収入の減少がある。一方、歳出面において、府営水道の受水費の負担が大きいため、水道事業の会計は危機的な状況に陥っている。このため、水道事業健全化プロジェクトチームを設置し、健全化に向けて検討させている。(3) ①使用水量の落ち込みによる収入の減少と、府営水道の受水量の負担であると認識している。②今後も地下水と府営水道の複数水源を継続してまいりたい。しかし、府営水道の受水費用が経営の大きな負担となっていることから、受水費用の軽減と受水量の見直しを要望している。③乙訓浄水場が受水市町である2市1町の要請で建設され、既に協定を締結していることから、本町が単独で見直しを求めることは大変困難であると考える。(4)府営水道の受水費の負担が大きき、経営が非常に厳しい状況が共通していることから、毎年京都府に要望しているものである。(5)基本水量については、既に投資した施設整備費に対して配分水量割合により返済していくといった性格を有しており、現時点では、基本水量の契約変更は大変困難であると考えている。



【老朽化マンション対策について】
問 (1) エンテック発足後の経過と現状および問題点をどう把握しているか。(2) エンテックの活動にも現在の町行政が関与する必要があると思うがどうか。(3) 洛西ニュータウンで西京区役所が中心になって、今後のまちづくり協議会を設置された。参考になると思うが、如何か。

答 (1) 設立趣旨は「これまで自主管理されていた実績を踏まえ、労力の低減と質の高い建物の維持管理を目的とし、まちづくり推進と経済の発展に寄与すること、また、業務を通じ、地域社会に貢献できる集団を目指す」となっている。町としては、設立以降の活動については、現状では把握していない。(2) 基本的には所有者・管理者の責務であると考えているが、今後のまちづくりにおける問題として研究・検討を考えている。(3) 今後、第2期基本計画に基づくまちづくりを実行していく中で、各地の先進的な取り組みを参考にしたい。

問 (1) 9月議会時点ですべて3億1千万円の不足が生じるとの報告があったが、今後の対策はいかがお考えか。(2) 18年度予算についてのお考えと見直しについてお尋ねしたい。(3) 12月広報に「大山崎町行財政改革プラン」進捗率100%と掲載されたが具体的に教えてください。(4) 改革プランの見直しをされるが、どのように何時までにされるのか。(5) このままだと早く来て年度に赤字団体になるが、財政再建団体(自主再建方式、準用再建方式)への選択のお考えはあるのか。(6) 我々には大きな道具として指定管理者制度があるが、活用方法はどのようにお考えか。可能性のある施設を全て教えてください。(7) 当面の資金のつなぎとして資産売却が考えられるが、可能性のある所を全て教えてください。(8) 現状の住民への説明はどのようにお考えか。町長自ら危機的宣言をして現状と今後の方向性を示すべきではないか。(9) 長期スパンでみると官から民への考えが必要で、す。そのための受け皿づくりがなければならぬ。お考えは、その1つが自治会だと思いますが、自治会の活性化のお考えは。

答 (1) 現時点では、町民税の減収に伴い発行が許可されます減収補てん債の発行等による新たな歳入の確保と、年度末に向けてのさらなる歳出削減に努めている。(2) 引き続き多額の財源不足が見込まれ、赤字再建団体への転落も危ぶまれる状況にあるとの認識を示した上で、従来の事務事業の形態にとらわれず、ゼロベースでの事業構築に努め、公の施設について、管理運営のあり方を見直すなど、歳出全般にわたる効率化・合理化をさらに進めて、限られた財源を効率的に活用した予算編成に取り組み。(3) 町行財政改革プランでは、①住民の参画と協働によるまちづくり、②行政運営の簡素効率化の推進と行政サービスの質的向上、③職員の意識改革と人事制度の見直し、④財政の健全化、⑤広域化の推進の5つの視点から改革に取り組んでおり、実施計画では、視点ごとに具体的な66項目の改革事項を定め、その全てのついでに実施及び着手したというものである。(4) 国が示した地方行革新指針にある集中改革プランにも自主的に取り組み、現在の財政健全化の計画をさらに進めるべく、計

前川 光議員

Q 財政運営について
A 歳出全般にわたる効率化・合理化をさらに進めていく

画の直しをおこない、わかりやすい数値や指標で示したものを3月末までには公表してまいりたい。(5)現在の行財政改革プラン、これから取り組む集中改革プランなどの実行により、何とか自主的に財政の健全化を進めたい。(6)公の施設としては、体育館、公民館、ふるさとセンター、長寿苑、なごみの郷、保育所、そして公園や道路、上下水道などが対象となる。考え方としては、各施設について導入の検討を行い、活用可能な施設より順次導入を図り、適切に対応して行きたい。(7)協山のバス回

転跡地、若宮前浄化槽跡地、円団南自治会館前、円団南浄化槽跡地、下植野浄化槽跡地、旧庁舎本館、JR駅前残地がある。(8)町の現状を理解していただきやすい町広報の記事の掲載内容や、方法に工夫を凝らすとともに、機会あるごとに現状をご理解いただけるよう努力してまいりたい。(9)町内会・自治会は、地域の皆さんによる組織として、様々な地域の背景があることから、町としても、町内会・自治会と十分に連携を図りながら、側面的な支援に努めてまいりたい。

画の直しをおこない、わかりやすい数値や指標で示したものを3月末までには公表してまいりたい。(5)現在の行財政改革プラン、これから取り組む集中改革プランなどの実行により、何とか自主的に財政の健全化を進めたい。(6)公の施設としては、体育館、公民館、ふるさとセンター、長寿苑、なごみの郷、保育所、そして公園や道路、上下水道などが対象となる。考え方としては、各施設について導入の検討を行い、活用可能な施設より順次導入を図り、適切に対応して行きたい。(7)協山のバス回

転跡地、若宮前浄化槽跡地、円団南自治会館前、円団南浄化槽跡地、下植野浄化槽跡地、旧庁舎本館、JR駅前残地がある。(8)町の現状を理解していただきやすい町広報の記事の掲載内容や、方法に工夫を凝らすとともに、機会あるごとに現状をご理解いただけるよう努力してまいりたい。(9)町内会・自治会は、地域の皆さんによる組織として、様々な地域の背景があることから、町としても、町内会・自治会と十分に連携を図りながら、側面的な支援に努めてまいりたい。

堀内 康吉議員

Q 来年度の予算編成にあたって A 歳出の質の向上と固定的経費の圧縮に努める

問 (1) 地方財政危機は、政府

の政策に原因があり、その是正を求めることなしに根本的な解決はないと考えるが、原因についてどのように認識しているか。

(2) 当面のやり繰り、改革について、①イ一般競争入札の導入について、随意契約については一律の削減率で契約をされているのに対し、指名競争による契約は、同額となつているものがある。談合の温床(高価格)ともなりかねない指名競争入札については、一般競争入札にかえるべきではないか。ロ指名競争の場合、入札価格の引き下げや妥当な価格設定というのは具体的にどのような手法で努力されているのか。②府営水の契約(7300トン)を現在の使用水量に変更すること、是非は別にして、行財政改革プランでは事業の効率化がうたわれているが、2億円を超える不要な府営水の支払い、この継続こそ最も非効率な支出として直ちに改革をすべきではないか。それとも、その程度の余力はまだ十分にあるとお考えか。③その他の予算の見直しとして、イ開発協力金の徴収について、今不交付団体ということ、独自徴収、つまり

地方が独自に政策展開しても、

ペナルティという障害がある意味ではなくなっている。今こそこういったものを復活させるべきではないか。次に、ロ部落解放同盟山城地区協議会への負担金の支払いをやめること、そして同時に解放同盟主催の各種取り組みへの職員派遣を見直し、来年度予算から不当な支出を直ちに切りやめることを改めて求めたい。最後に、ハ町内児童公園などの借地料の見直しについて、単に費用対効果、支出削減、こういう視点からだけではなく、住民要望に添えていく上からも現状の改善が必要と考えるが、如何か。

答 (1) 地方財政危機は、短期的な要因によるものと構造的な要因、また、財政制度自体が問題であるという指摘もある、各自治体のおかれている状況によって、それら個別の要因が様々な形で絡み合った構造的な問題の上にあるものと認識をしている。

(2) ①イ一般競争入札については、それぞれ長所・短所があり、問題をいかに解決するか、国や京都府及び他市町の動向を見ながら、さらに検討し入札制度の改善に努めたい。ロ発注工

事や業務の内容に応じて、従来の業者立会いによる指名競争入札方式から郵便入札による工事希望型入札方式を行うように進めることによって、落札価格の引き下げに努めている。

②現時点での見直しは、府営水道の料金設定が設備投資の回収の費用を基本料金、使った水に応じて

渋谷 進議員

Q 子どもの安全確保について A 地域住民の防犯に対する意識の高揚と防犯活動の積極的な推進を図る

問 近年、日本社会は、さまざまな犯罪が多発して安心・安全な生活環境が悪化し、住民生活に不安が広がっている。こうした社会現象に対する施策が大切な行政課題となっている。本町でも町民生活全般にわたった行政課題としての「安心・安全なまちづくり」についての議論が必要である。最近の諸事件を見ると、子どもの安全確保の施策についての点検が改めて必要ではないかと考える。(1)本町は、幼児や児童、生徒の安全確保について、具体的にどのような施策、仕組みをとっているのか。また、その運営上の課題は何か。(2)児童関係の不審者やその他の防犯情報を町民全体に適時に知らせることが必要だと考えるか。

また、現状はどうなっているか。

(3)今日の日本社会が子どもに対する犯罪が多発する構造になっている。こういう認識、さらには、その主要な要因についての認識をしっかりと持った上で、どのようにして安全・安心なまちづくりを行っていくかということが町政に問われていると考える。子どもに対する犯罪の増加など、安心・安全な子育て環境の悪化が進行している。こうした社会現象の原因はどこにあると考えるか。また、その解決には何が必要と考えるか。

答 (1)当地域や近隣市町で、児童・生徒が通学途上で不審者から声をかけられたり、また、不審な電話が家庭にかかってきたりした場合には、乙訓教育局

後も必要な組織であると考えている。研修等の職員派遣は、町職員研修の一環と位置付け、研修内容を精査し、必要な研修については、行ってまいりたい。ハ契約更新時に借地料の減額についてお願いをしているが、固定資産税の評価額が減額となっていない状況などから厳しい状況ではあるが、今後も借地料の減額についてお願いしてまいりたい。

や向日町警察署を通じて教育委員会に連絡が入り、各関係機関に対し、情報を電話やファックスで連絡をしている。また、各部と連携をとり、町内を巡回パトロールするなど、安全確認をするようにしている。情報を受けた学校では、文書配布や連絡網を通じて情報をお知らせし、子どもたちの安全対策が図られるように努力している。各学校内の防犯対策については、大崎小学校では来校者がよく見えるよう透明ガラスにし、第二大崎小学校では、校門をカメラ付き電磁ロックとし、大崎中学校では、防犯カメラを設置し、防犯対策を講じている。また、通学路の点検の励行、危険マップの作成等、安全確保に努めて

いる。今後の運営上の課題としては、いつ、どこで、どのようなことが起こるか分からない昨今の事象に対して、住民の皆さんが、子どもたちの安全・安心な環境をつくるために、地域のことに対し、目を配るという意識を持っていたくことが必要であると考えている。(2)京都府では、防災・防犯のための啓発情報や犯罪の発生情報等が迅速に受信できる防災・防犯メール配信システムの運用を開始され、住民の方にも広報紙、ホームページにより、登録されるよう案内をさせていただいている。また、大山崎町防犯推進に関する条例に基づき、大山崎町防犯推進協議会を設立し、地域住民の防犯に対する意識の高揚と防犯活動の積極的な推進を図り、安全・安心な住みよい地域社会の実現を目指していきたいと考えている。(3)現代社会においては、グローバル化、情報化、都市化、少子化、社会構造の変化等、また人々の意識や価値観の多様化等、さまざまなことが絡み合い、現代社会を不安なものにし、子育て環境の悪化につながっているものと考ええる。家庭教育の充実、地域社会で子どもを育てる土壌をつくる必要があり、他人を思いやる心、人権尊重の意識が大切である。

意見書

看護職員等の大幅増員を 求める意見書

町議会は、12月定例会で「看護職員等の大幅増員を求める意見書」を賛成多数で可決し、関係大臣に提出しました。

【意見書の趣旨は次のとおりです】

『高齢化社会の中で、医療・福祉、社会保障の充実が国民的な要求となつていきます。しかし医療現場は、患者の高齢化・医療の高度化・ＩＴ化が進み、急激に変化しつつあります。さらに、入院日数の短縮、混合診療導入、患者負担の増大などの医療制度改悪により、患者が安心してかかる状況ではありません。』

このような状況の中、医療現場に働く労働者は、慢性疲労状態、自らの健康と医療事故の不安を抱え、常に辞めたいと思いつつ働いています。こうした状況を放置すれば、医療労働者の心身を守れないだけでなく、国民に提供する医療の水準に重大な影響を及ぼしかねません。

この背景には、医療・介護労働者の配置基準が長年低いまま、据え置かれ続けられていること。また、診療報酬・介護報酬が、医療・福祉現場で働く労働者の人件費を適切に評価してい

ないなどにより、医療・介護労働者の賃金水準が他産業平均と比較して低い実態もあります。

アメリカやＥＣ諸国などと比較しても、2分の1、3分の1程度という医師・看護師などの人員配置基準を大幅に引き上げること、安全を守るコストなどを含めた増員確保の財源保障が必要です。

よって政府は、看護職員等の大幅増員を実現し、安全で行き届いた医療・看護・介護を守るように以下の項目を強く要望します。』

一、現在策定中の看護職員需給見通しについて、現場での大幅増員を保障する内容に充実させてください。

二、看護職員等の確保対策・予算の拡充をしてください。



こんなことが決まりました

【原案可決した議案】

- ▼公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定
- ▼緑の保全基金条例の制定
- ▼放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例の制定
- ▼特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正
- ▼教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正
- ▼職員の給与に関する条例の一部改正
- ▼福祉センター設置条例の一部改正
- ▼都市公園条例の一部改正
- ▼公共下水道使用料徴収条例の一部改正
- ▼乙訓消防組合規約の変更
- ▼平成17年度一般会計補正予算（第6号）
- ▼平成17年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- ▼平成17年度下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- ▼平成17年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- ▼平成17年度水道事業会計補正予算（第2号）
- ▼【否決とした議案】
- ▼議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
- ▼私立幼稚園保護者負担軽減並びに幼児教育振興助成に関する請願書
- ▼コミュニケーション保障に係わる手話通訳・要約筆記についての請願書
- ▼看護職員等の大幅増員に関する請願書
- ▼【不採択した請願書】
- ▼ふたたび戦争と暗黒政治を許さないために治安維持法の犠牲者に国家賠償法（仮称）の制定を求める請願
- ▼【原案可決した意見書】
- ▼看護職員等の大幅増員を求める意見書
- ▼【否決とした意見書】
- ▼治安維持法の犠牲者に国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書